

豊田市一般廃棄物処理施設における身分証明書等の提示を求める基準

(趣旨)

第1条 この基準は、豊田市一般廃棄物処理施設管理規則（平成7年規則第2号。以下「規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、身分証明書等の提示を求める基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この基準は、豊田市一般廃棄物処理施設条例（昭和37年条例第14号）第4条第1項の規定により利用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち、規則第3条で規定する豊田市一般廃棄物処理施設／利用／利用変更／許可申請書（様式第1号）によらない方法で利用許可を申請する者に適用する。

第3条 申請者に提示を求める身分証明書等は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 個人番号カード（マイナンバーカード）
- (2) 住民票の写し（個人番号の記載のないものに限る。）
- (3) 運転免許証
- (4) 運転経歴証明書
- (5) 自動車検査証（登録車に限る。）
- (6) 納税通知書
- (7) 在留カード
- (8) 特別永住者証明書
- (9) 国又は地方公共団体の機関が発行した申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び所在地）を確認することができる書類

(提示を求める基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当したときは、申請者に身分証明書等の提示を求めるものとする。ただし、施設の管理上、支障があるときはこの限りではない。

- (1) 搬入車両のナンバーが「豊田」以外であるとき。
- (2) 搬入車両（登録車）のナンバーのひらがなが「わ」又は「れ」であるとき。
- (3) 搬入車両（軽自動車）のナンバーのひらがなが「わ」であるとき。
- (4) 申請内容に疑いがあるとき。
- (5) その他施設の管理上、必要があるとき。

(不携帯時等の取扱い)

第5条 前条の規定により身分証明書等の提示を求めた場合において、次の各号のいずれかに該当したときは、申請者に廃棄物の発生場所等を聞き取り、適切な搬入と判断される場合は、施設の利用を許可するものとする。

- (1) 申請者が身分証明書等を携帯していないとき。
- (2) 申請者の身分証明書等に記載された住所と現住所が異なるとき。
- (3) 搬入する廃棄物が刈草又はせん定枝のとき。

(別居の親族による搬入時の取扱い)

第6条 廃棄物の排出者と別居する親族が処理施設（渡刈クリーンセンター、藤岡プラント、緑のリサイクルセンター及びグリーン・クリーンふじの丘）に一般廃棄物を搬入するときは、一般廃棄物搬入依頼書（様式第1号）の提出を受けなければならない。

2 前項に規定する親族は、3親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族とする。

(提示を拒否した場合等の取扱い)

第7条 申請者が身分証明書等の提示を拒否したとき又は前条第1項の規定による一般廃棄物搬入依頼書（様式第1号）の提出がないときは、規則第3条で規定する豊田市一般廃棄物処理施設／利用／利用変更／許可申請書（様式第1号）による申請を求めるものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

一般廃棄物搬入依頼書

豊田市の処理施設に家庭系一般廃棄物を自ら搬入することができないため、下記のとおり別居の親族に搬入を依頼します。

記

以下の表に必要事項を記入してください。

依頼する人（排出者）の氏名	
依頼する人（排出者）の住所	
依頼する人（排出者）の連絡先	
搬入する人の氏名	
搬入する人の住所	
搬入する人の連絡先	
搬入する人の続柄	
依頼する人（排出者）の 身分証明書等のコピー	<p>ここに依頼する人（排出者）の氏名及び住所が確認できる身分証明書（マイナンバーカード（表面）、運転免許証、運転経歴証明書）等のコピーを貼り付けてください。ここに貼り付けることができない場合は、この用紙の裏面に貼り付けてください。</p> <p>注意事項</p> <p>健康保険証、マイナンバーカードの裏面、個人番号が記載された住民票の写しは、貼り付けないでください。</p>

上記の記載事項に偽りはありません。

年 月 日

氏名

親族の範囲（第6条関係）

